

吸收合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく開示事項)

グロービング株式会社

吸收合併に係る事後開示書面

2025年12月1日

東京都港区南青山三丁目1番34号
グロービング株式会社
代表取締役 田中耕平

グロービング株式会社（以下、「吸收合併存続会社」という。）及びX-AI.Lab株式会社（以下、「吸收合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で締結した2025年10月20日付吸收合併契約書に基づき、2025年12月1日を効力発生日とする吸收合併（以下、「本件吸收合併」という。）を行いました。よって、ここに本件吸收合併に関する事後開示をいたします。

なお、本件吸收合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸收合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸收合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 本件吸收合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2025年（令和7年）12月1日

2. 吸收合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第200条第2号）

（1）株主の差止請求手続の経過

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の差止請求について該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

吸收合併消滅会社は、当社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続の経過

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（4）債権者異議手続の経過

吸收合併消滅会社は、会社法第789条の規定に従い、2025年10月24日付けの官報により、債権者に対して本件吸收合併に対する異議申述の公告を行うとともに、知られている債権者に対し個別の催告を行いましたが、申述期限までに異議を申し出た

債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続株式会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）株主の差止請求手続の経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続の経過

本件吸収合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

（3）債権者異議手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 10 月 24 日付の官報及び 2025 年 10 月 27 日付の電子公告により、債権者に対して本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

吸収合併存続会社は、本件吸収合併の効力発生日である 2025 年 12 月 1 日をもって、吸収合併消滅会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録された事項（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2025 年（令和 7 年）年 12 月 1 日（予定）

7. 前各号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、本件吸収合併契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本件吸収合併を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本件吸収合併に反対する旨を通知した当社の株主はいませんでした。

以上

【別紙】

吸收合併に係る事前開示書面

(吸收合併存続会社：会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく開示事項)

(吸收合併消滅会社：会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく開示事項)

グロービング株式会社

吸收合併に係る事前開示書面

2025年10月24日

東京都港区南青山三丁目1番34号

グロービング株式会社

代表取締役 田中耕平

東京都港区南青山三丁目1番34号

3rd MINAMI AOYAMA 11階

X-AI.Lab株式会社

代表取締役 中川和彦

グロービング株式会社（以下、「吸收合併存続会社」という。）とX-AI.Lab株式会社（以下、「吸收合併消滅会社」という。）は、それぞれ取締役会等の決議を経て、2025年10月20日付で吸收合併契約を締結し、2025年12月1日を効力発生日とする吸收合併（以下、「本件吸收合併」という。）を行なうことといたしました。

本件吸收合併に関する事前開示事項（会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項）は、下記のとおりです。

記

1. 吸收合併契約の内容

吸收合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付は行ないません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 吸收合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

吸収合併存続会社は、2025年9月25日付株式譲渡契約に基づき、吸収合併消滅会社の全株式を取得いたしました。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

7. 債務の履行の見込みに関する事項

本件吸収合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後も、吸収合併存続会社の収益及びキャッシュフローの状況について、吸収合併存続会社による債務の履行に支障を及ぼすような事象は、現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

8. 補足

本書面の記載事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

吸收合併契約書

グロービング株式会社（以下「甲」という。）及び X-AI.Labo 株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸收合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、本契約に従い、甲を吸收合併存続会社とし、乙を吸收合併消滅会社として合併を行う（以下「本合併」という。）。

第2条（合併をする会社の商号及び住所）

吸收合併存続会社及び吸收合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸收合併存続会社）

商号：グロービング株式会社

住所：東京都港区南青山3丁目1番34号

(2) 乙（吸收合併消滅会社）

商号：X-AI.Labo 株式会社

住所：東京都港区南青山3丁目1番34号 3rd MINAMI AOYAMA 11階

第3条（合併に際して交付する金銭等及び割当に関する事項）

甲は、本合併に際して、乙の株主に対して、甲の株式又はこれに代わる金銭等の対価を交付しない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併に際し、甲の資本金、資本準備金及び利益準備金は増加しない。

第5条（合併が効力を生ずる日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年12月1日とする。ただし、合併手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙は協議の上、これを変更することができる。

第6条（合併契約等の決定）

甲は、会社法第796条第2項に定める簡易合併により、また、乙は、会社法第784条第1項に定める略式合併により、それぞれ本契約及び本合併に必要な事項に関し、株主総会決議を経ることなく決定するものとする。

第7条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、効力発生日の前日における乙の全ての資産及び負債並びに権

利義務の一切を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務の執行並びに一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行う。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

2025年10月20日

甲：東京都港区南青山3丁目1番34号

グロービング株式会社

代表取締役 田中 耕平



乙：東京都港区南青山3丁目1番34号

3rd MINAMI AOYAMA 11階

X-AI.Labo 株式会社

代表取締役 中川 和彦



貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	千円	(負 債 の 部)	千円
流 動 資 産	735,208	流 動 負 債	213,721
現 金 お よ び 預 金	651,079	未 払 金	109,846
売 掛 金	84,128	未 払 費 用	1
固 定 資 産	14,101	未 払 法 人 税 等	75,917
繰 延 税 金 資 産	14,101	未 払 消 費 税 等	27,956
		(純 資 産 の 部)	
		株 主 資 本	535,588
		資 本 金	245,000
		資 本 剰 余 金	195,000
		資 本 準 備 金	195,000
		利 益 剰 余 金	95,588
		そ の 他 利 益 剰 余 金	95,588
		繰 越 利 益 剰 余 金	95,588
		(う ち 当 期 純 利 益 金 額)	95,603
		純 資 産 合 計	535,588
資 産 合 計	749,309	負 債 純 資 産 合 計	749,309

損 益 計 算 書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

科 目	金 額
売 上 高	千円
売 上 原 価	721,475
売 上 総 利 益	545,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	
営 業 利 益	176,273
営 業 外 収 益	24,849
受 取 利 息	151,424
雜 収 入	
262	
營 業 外 費 用	0
雜 費 用	263
經 常 利 益	0
税 引 前 当 期 純 利 益	151,687
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	151,687
法 人 税 等 調 整 額	70,185
当 期 純 利 益	△14,101
	95,603

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から2025年5月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本					純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金				
	資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余 金	利益剰余金 合計		
当期首残高	50,000		-	△15	△15	49,985	
事業年度中の変動額							
新株の発行	195,000	195,000	195,000			390,000	
剰余金の配当							
当期純利益				95,603	95,603	95,603	
当期変動額合計	195,000	195,000	195,000	-	95,603	95,603	
当期末残高	245,000	195,000	195,000	-	95,588	95,588	
						535,588	

個別注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてAI-Xエンジニアリング事業をおこなっております。

エンジニアリング事業に関する財又はサービスを顧客に提供した時点で履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において収益を認識しております。

II. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	500	141	—	641
合計	500	141	—	641

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当ありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

該当ありません。

(注) この計算書類中の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。